

令和 8 年 7 月 7 日

オープンカウンター方式に伴う見積合わせについて

分任支出負担行為担当官

群馬森林管理署長 古藤 信義

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書の提出をお願いします。

記

1. 件名 群馬森林管理署 松井田事務所敷地内埋設物撤去業務
※詳細については別紙仕様書のとおり
2. 履行期限 令和 8 年 10 月 30 日（金）
3. 履行場所 群馬県安中市松井田町大字新堀字権現堂 400 番地
農林水産省所管国有地 松井田事務所敷地
4. 見積書等提出日時・場所
 - ・日時 令和 8 年 7 月 22 日（水曜日） 14 時 00 分まで
 - ・場所 群馬森林管理署 総務グループ 総括事務管理官
〒371-8508 群馬県前橋市岩神町四丁目 16-25
メールアドレス：ks_gunma_postmaster@maff.go.jp
※郵便（締切日時必着）及びメールによる提出も認めます。
5. 提出書類
 - ・ 見積書
 - ・ 下記 8 の資格を証明できる書類の写し
 - * 見積書は消費税込みの価格で作成するものとし、必ず日付を記入してください。
 - * 郵便の場合は、上記書類を合封して封緘し、封筒の表に「＜事業名＞ 見積書在中」と朱書きで記載して提出してください。
 - * メールの場合は、件名に「＜事業名＞ 見積書提出」と記載してください。
6. 契約の締結日 見積採用の日から 7 日以内
7. 契約条件等 契約条件については、別紙「業務契約書」のとおりとし、見積書を提出した場合は、これを承諾したものとみなします。

8. 必要な資格等 以下の①および②を満たすこと。
- ① 群馬県安中市の指定給水装置工事事業者であること。
 - ② 関東森林管理局随意契約登録者名簿に掲載されている事業者であること。
9. その他 見積書の提出前に、関東森林管理局 HP 掲載の「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認してください。

(担当：総務グループ 総括事務管理官)

(電話：027-210-1203)

メール：ks_gunma_postmaster@maff.go.jp

群馬森林管理署 松井田事務所敷地内埋設物撤去業務 仕様書

第1 業務の内容

- 1 場所 群馬県安中市松井田町大字新堀字権現堂 400 番地
- 2 目的 同地番（農林水産省所管の国有地）内に埋設されている水道管（廃管）及び当該水道管周辺に存する根株（伐採木の抜根をいう。以下同じ）の撤去並びに埋め戻し

第2 履行内容

1 適用範囲

- (1) 対象物：同地番の敷地内に存する次のもの（別図参照）

ア 埋設水道管（廃管）（塩ビ管 $\phi 25 \times 42\text{m}$ ）（以下単に「水道管」という。）

別図 破線（始点①～終点②）

イ 根株 1 本 別図 赤丸（始点①そば）

2 施工手順

(1) 掘削：

- ・ 対象物が存在する範囲（隣接する安中市多機能型支援施設 COSMOS との境界フェンスから敷地側約 1 m 幅）において、水道管及び根株の撤去に必要な最小限度の範囲を掘削する。
- ・ ただし、同敷地内には、群馬森林管理署が令和 4 年 3 月に実施した埋設廃棄物調査において、対象物のほかに地下埋設物として存在するものはない。

(2) 対象物の切断・撤去：

- ・ 掘削して現れた水道管を、敷地境界点（始点①及び終点②）で切断し敷地内に存在する水道管を全て撤去する。
- ・ 始点①及び終点②の水道本管側の露出した菅口をプラグ等を用いて確実に止水し、漏水防止措置を講ずるものとする。
- ・ 根株については、切断のうえ、周囲の土砂とともに完全に掘り取るものとする。

(3) 撤去後の処理・埋め戻し

- ・ 水道管及び根株を撤去した後は、適切な方法で土砂を埋め戻し、転圧機等で十分に締め固める。

(4) 撤去した対象物の処分等

- ・ 撤去した対象物は、安中市から許可された産業廃棄物処理施設に運搬して適切に処分する。
- ・ 受注者は、産業廃棄物の運搬及び処分を委託するに当たり、廃棄物処理法に基づき適正にマニフェスト（産業廃棄物管理票）を交付しなければならない。
- ・ 受注者は、本業務の産業廃棄物の処分業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成して発注者に提出し、発注者が指定した検査職員による検査を受けるものとする。

- ・ 業務終了報告書は、次項に示す施工記録資料並びに対象物の廃棄物処理におけるマニフェスト（B 2 票（収集・運搬業務）及びD票（処分業務）又は電子マニフェスト）の処分終了報告を付けるものとする。

(5) 施工記録資料

- ・ 受注者は、本業務の施工に当たり、証拠保全の観点から次の段階における施工写真等を記録するものとする
 - ア 撤去前：掘削前の状態並びに掘削後の状態及び埋設状態の水道管の状況写真
 - イ 施工中：止水プラグの設置状況及び切断部並びに撤去した水道管の状況
 - ウ 撤去後：埋め戻し前（水道管が存在しない状態）と埋め戻した後の状態
- ・ 施行写真には、黒板・マーキング等により、工事名、工種（止水箇所を含む。）、測点箇所、日付及び必要に応じて基準となるスケール（メジャー）を記録するものとする。

第3 その他必要事項

- 1 問合せ先等：本件の問合せ窓口及び担当職員は次のとおりとする。

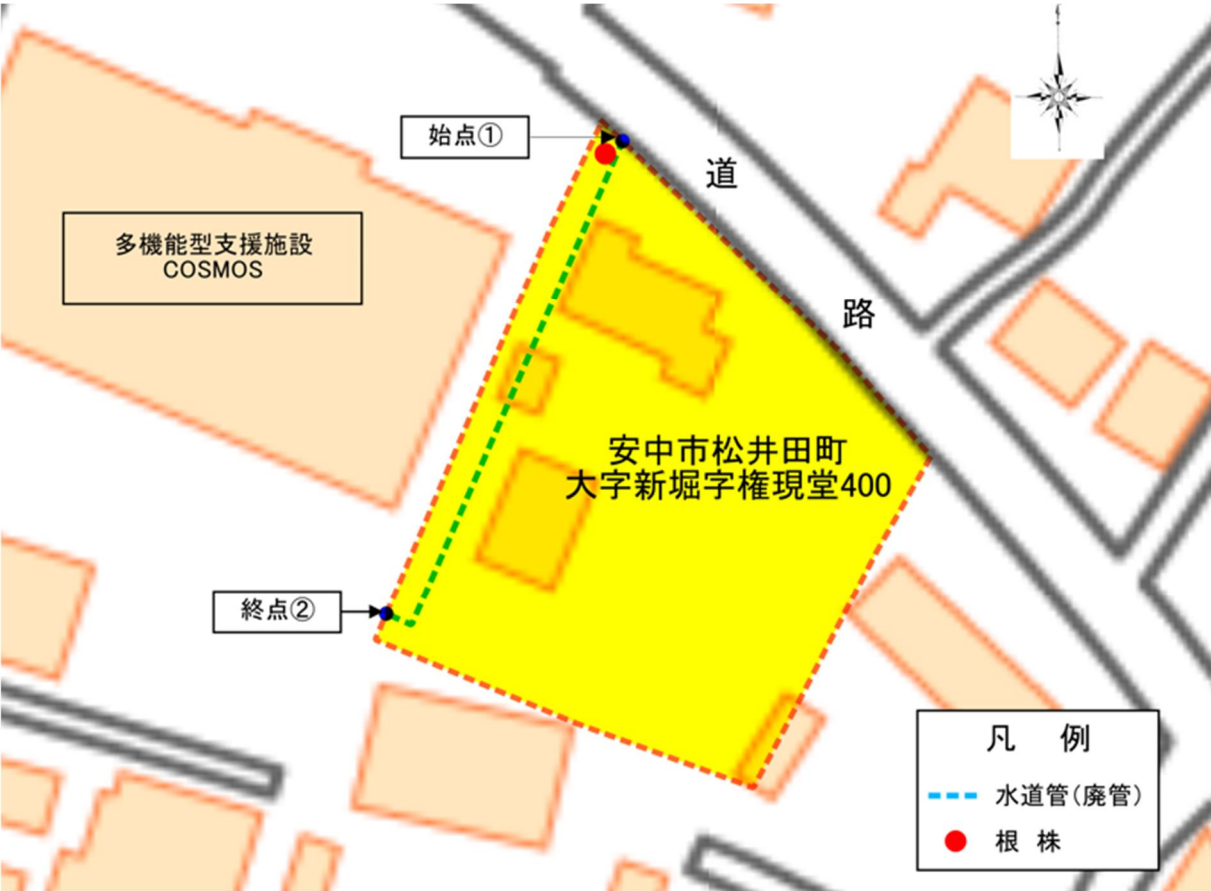
ア 問合せ先窓口 群馬森林管理署 総務グループ 総括事務管理官
電話番号 027-210-1203

イ 担当職員 同署 同グループ 主任事務管理官（管理担当）

- 2 責任の所在：業務の履行に当たっては、受注者が最終的に責任を負うものとする。

- 3 その他：

本業務の履行に当たり更に詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と必要な打合せ・調整を行うものとする。



始点①(埋設状況)	終点② (埋設状況)	根株 (始点①そば)
① 	② 	根株 

業務請負契約書（案）

- 1 業務名 群馬森林管理署 松井田事務所敷地内埋設物撤去業務
- 2 案件内容・仕様 別添「群馬森林管理署 松井田事務所敷地内埋設物撤去業務 仕様書」のとおり
- 3 契約金額(税込) ￥ . ー
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥ . ー)
- 4 契約期間 自 令和 8 年 月 日（見積採用日の翌営業日）
至 令和 8 年 10 月 30 日
- 5 履行場所 別添「群馬森林管理署 松井田事務所敷地内埋設物撤去業務 仕様書」のとおり
- 6 契約保証金 免除

上記契約について、発注者 分任支出負担行為担当官 群馬森林管理署長 古藤 信義（以下「甲」という。）と請負者 ○○○ ○○○（以下「乙」という。）との間において次の契約条件により契約を締結し、その契約の成立の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 8 年 月 日

発注者（甲） 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 1 6 - 2 5
分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長 古藤 信義 印

請負者（乙） ○○○
○○○ ○○○ 印

契 約 条 件 書 (役務)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は業務を履行完了したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって業務を完了したものとする。
甲は履行完了の通知を受けた日から 10 日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、履行期限内又は甲の指定した期限内に修正等を行い甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は履行期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに履行期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか履行期限までに業務を完了できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の契約金額に対し、年 3.0 パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は業務を完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から 30 日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 業務完了後 1 年以内に契約物件にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の 100 分の 10 に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

案

様式第1号（第3条）

見 積 書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
群馬森林管理署長 殿

（見積人）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

（代理人）

氏 名

¥ (税込)

¥ (税抜)

ただし の代金

上記のとおり、見積心得、見積依頼書記載事項及び現場説明事項を承知の上、見積します。

（注意事項）

- 1 金額は円単位とし、アラビア数字を持って明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 なお任意の見積書を使用する場合は、見積心得等発注者が示す条件等を承知の上、見積書を提出したものとする。